

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和5年度 第1回 松阪市建築審査会
2. 開催日時	令和5年12月15日(金) 15時00分から17時00分まで
3. 開催場所	松阪市議会第3、4委員会室
4. 出席者氏名	委員 浅野 聡(会長)、北 勇人 倉田 巖圓、大月 淳、福島 ひろみ 吉村 厚哉 審査会関係者(松阪市建築審査会条例第5条) 大井 隆弘 事務局 建設部 部長 松本 尚久 建築開発課 参事 水越 敏 課長補佐 大河内 英寿 指導防災係長 榊田 耕成 指導防災係 野呂 壮平 審査係主任 澁谷 和彦
5. 公開及び非公開	部分公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担当	松阪市建設部建築開発課 担当者 澁谷 電話 0598-53-4071 F a x 0598-26-9118 e-mail <a href="mailto:kenka.div@city.matsusaka.mie.jp">kenka.div@city.matsusaka.mie.jp</a>

令和5年度 第1回 松阪市建築審査会 議事録

日 時 令和5年12月15日(金)  
15時00分～17時00分

場 所 松阪市議会 第3委員会室

出席者 委 員 浅野 聡(会長)  
北 勇人  
大月 淳  
吉村 厚哉  
福島 ひろみ  
審査会条例第5条の規定による関係者 大井 隆弘  
事務局 建設部長 松本 尚久  
建築開発課 課長 水越 敏  
課長補佐 大河内 英寿  
指導防災係長 榊田 耕成  
指導防災係 野呂 壮平  
審査係主任 澁谷 和彦

傍聴者 なし

(会 長) ただいまから令和5年度 第1回建築審査会を開催します。

事務局から委員の出席状況を報告してください。

(事務局) 本日は、松本委員が都合により欠席されており、他の委員6名が出席されておりますので、審査会条例第4条の規定により、本審査会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

(会 長) 今回の審査会では、審査会条例第5条の規定による関係者の出席を求めていますので、事務局から報告してください。

(事務局) 審査会条例第5条の規程による関係者といたしまして、三重大学工学研究科准教授の 大井 隆弘 様に出席していただくことをご報告させていただきます。

(会 長) 大井先生、よろしく願いいたします。

(会 長) 今回の審査会は、建築審査会運営要領第2「会議の公開」の規定により公開となっています。事務局から傍聴者の状況を報告してくださ

い。

(事務局) 本日の傍聴者はございませんでした。

(会 長) 事務局からの報告のとおり、本日の傍聴者はございませんでした。  
それでは、事項書に沿って進めて行きたいと思います。

(会 長) 事項書の1番、議案となります。

本日の議案は2議案ございますのでご審議をお願いします。

## 1. 議案

### ○ 議案第1号

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可にかかる同意

(会 長) 議案第1号 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可  
にかかる同意について、事務局から説明をお願いします。

(パワーポイントによる説明)

(会 長) それでは議案第1号について、ご意見、ご質問等はありませんか。

### — 質問1 —

(委 員) 2つ質問があります。

1つ目はこれまでに同様の案件があったか。

2つ目は最小幅員2.9m緊急車両通行可ということであるが、1.8mまでの運用規定があるか。

(事務局) まず1点目のこれまでに同様の案件があったかですが、こちらの排水機場、当初ポンプ室はすでに建っており、昭和46年に設置されました。市内各地にも有りますが今回のように発電機施設があるのは初めてであり、接道許可としては今回初めてでございます。

つぎに2点目の緊急車両ですが、ポンプ室が使用されるのは水が多くなりポンプで排水しなければならない時にしか使用しない。基本的に多くても年に2・3回しか使用しない施設です。建物の規模も小さく大きな火災等になるような施設ではないため、緊急車両も小型の車両で十分であり、幅員2.9mであっても支障がないと判断とさせていただきます。

(委 員) 最小幅員の規定はないか。

(事務局) 特にありませんが、包括同意基準が1.8m以上であるため、それを原則としております。

(会 長) 他にご意見、ご質問等ないですか。

— 質問2 —

(委 員) スライド13枚目の申請地のところに建物が写っているかと思いますが、これは何ですか。

(事務局) こちらの写真で見えているのは、排水機場になります。

上ノ庄排水機場は排水機場自体が既に2つ建っており、今回の発電機室とは関係ない別の発電機室になっております。この建物の裏側にあり、今回の発電機室があるのは第2排水機場こちらになります。

(委 員) 前述の建物に設置されたときには同じような手続きがなされていますか。

(事務局) 今後、同じような例で増築したい場合、同じように接道許可をしてもよいが、これを建てた当時はまだ接道の許可制度がない時代であり、平成11年の法改正から建築基準法第43条、ただし書きの許可が必要となり、それまでは建築主事の判断で運用していました。

(会 長) 他にご意見、ご質問等ないですか。

(異議なし)

(会 長) それでは、議案第1号について、同意することといたします。

同意書へ押印いたしますので、事務局は準備をしてください。

(同意書持ち回り、委員押印)

○ 議案第2号

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可にかかる同意

(会 長) 続きまして、議案第2号 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可にかかる同意について、事務局から説明をお願いします。

(パワーポイントによる説明)

(会 長) それでは議案第2号について、ご意見、ご質問等はありませんか。

— 質問1 —

(委 員) 河川占用のところ、特に何か規定はあるわけではないか。

この写真で見ると全く道路ではないようなところから降りて敷地の方へ行きますが、それは支障がないですか。

(事務局) 空地幅員が2.5mとなっており、その河川占用部分がそれよりも広い2.8mとなっており支障は無いと考えます。

写真ではあまり法面とは変わらないように見えていますが、実際には河川の堤防道路になっている部分より広がっています。

(会 長) 他にご意見、ご質問等もないようですが、議案第2号について同意してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会 長) それでは、議案第2号について、同意することといたします。同意書へ押印いたしますので、事務局は準備をしてください。

(同意書持ち回り、委員押印)

## 2. 報告事項

○ 建築審査会包括同意による許可案件について

- (1) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築許可案件
- (2) 建築基準法第44条第1項第2号及び第4号の包括同意による許可案件
- (3) 建築基準法第56条の2第1項ただし書の包括同意による許可案件

(会 長) 事項書の2番、報告事項の建築審査会包括同意案件による許可案件について、事務局より報告をお願いします。

(会 長) なお、この許可案件につきましては、「建築審査会包括同意基準」に基づき、すでに許可された案件について、報告を受けるものでございますから、特に議論の対象としておりませんので、よろしく願いいたします。

(事務局) こちらは包括同意基準の案件ですが、前回の審査会から今回の審査会までの間に報告させているのですが、令和2年から令和4年の間は書面開催で、それまでの包括同意の報告ができなかった状態でした。そのため、今回、令和2年から令和4年の間の包括同意基準をまとめて報告させていただきます。

(パワーポイントによる報告)

(会 長) ただいまの報告について、何かご不明な点はございませんか。

(特になし)

(会 長) 他に質問もないようですので、「建築審査会包括同意による許可案件について」はこれで終了いたします。

- 全国建築審査会長会議、東海ブロック建築審査会協議会について  
(会 長) それでは次の報告事項として、全国建築審査会長会議、東海ブロッ  
ク建築審査会協議会について、事務局より報告をお願いします。

(パワーポイントによる報告)

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。

なお、議事録の署名につきましては、北委員と福島委員にお願いしたいと思います。  
ます。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上、議事の要領およびその結果を記載し、出席建築審査会委員の2名が以下  
に署名押印する。

年 月 日

建築審査会委員 \_\_\_\_\_ 印

建築審査会委員 \_\_\_\_\_ 印